

公共事業の事業評価書  
(国営土地改良事業の事前評価)

平成 2 4 年 9 月

農林水産省

## 1 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業のうち、総事業費10億円以上で平成25年度に着工要求する次の事業地区を対象として、評価（事前評価）を実施した。

事業名	事前評価実施地区数
国営かんがい排水事業	11
国営農地再編整備事業	2
国営総合農地防災事業	1
合計	14

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

### （国営かんがい排水事業）

当麻永山用水（北海道）、根室（北海道）、和賀中央（岩手県）、村山北部（山形県）、射水平野（富山県）、手取川流域（石川県）、釜無川（山梨県）、日野川（滋賀県）、東播用水二期（兵庫県）、吉井川（岡山県）、笠野原（鹿児島県）

### （国営農地再編整備事業）

今金南（北海道）、北野（北海道）

### （国営総合農地防災事業）

美留和（北海道）

## 2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、農村振興局において、平成24年4月から9月までの間に実施した。

## 3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添1）に添付しているチェックリスト及びチェックリスト判定基準表（参考資料1）に示すとおりである。

## 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について（平成19年3月28日付農村振興局長通知）」等に基づき、事業特性に応じて総費用総便益手法による費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付農村振興局長通知）」に基づき、事業の必要性、効率性、有効性、実施環境等の項目について確認することにより、総合的に把握した。

その結果は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

費用対効果分析手法やチェックリストの評価方式・評価項目などについては、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会に諮り、評価手法の妥当性・透明性・客観性の確保を図っている。食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の現在の委員は、別添2のとおりである。

また、本評価結果の作成に当たっては、評価結果の客観性及び透明性の確保を図るため、各地方農政局等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局）において、学識経験者等から構成される技術検討会を設置し、各委員の専門的見地から意見を聴取した。

なお、技術検討会の委員名簿は別添3のとおりである。

## 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果及び参考資料である。

地区別評価結果は、農林水産本省のホームページにおいて公表する（ホームページアドレスは別添4のとおり）。技術検討会の議事概要は、各地方農政局等のホームページにおいて公表している。また、本評価に関する問い合わせ先及びホームページアドレスは別添4に示すとおりである。

なお、それぞれの事業計画は土地改良法令等に基づく手続を経て確定される。

## 7 政策評価の結果

本評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている着工要求の必須条件を満たしている。

公共事業の事業評価書  
(国営土地改良事業の事前評価)

平成 2 5 年 1 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策	
<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業のうち、総事業費10億円以上で平成25年度に着工要求する次の事業地区を対象として、国営農地再編整備事業 美唄地区（北海道）の評価（事前評価）を実施した。</p>	
2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期	
<p>本評価は、農村振興局において、平成24年12月から平成25年1月までの間に実施した。</p>	
3 政策評価の観点	
<p>本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。 各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添1）に添付しているチェックリスト及びチェックリスト判定基準表（参考資料1）に示すとおりである。</p>	
4 政策効果の把握の手法及びその結果	
<p>政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について（平成19年3月28日付農村振興局長通知）」等に基づき、事業特性に応じて総費用総便益手法による費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付農村振興局長通知）」に基づき、事業の必要性、効率性、有効性、実施環境等の項目について確認することにより、総合的に把握した。 その結果は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。</p>	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
<p>費用対効果分析手法やチェックリストの評価方式・評価項目などについては、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会に諮り、評価手法の妥当性・透明性・客観性の確保を図っている。食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会の現在の委員は、別添2のとおりである。 また、本評価結果の作成に当たっては、評価結果の客観性及び透明性の確保を図るため、国土交通省北海道開発局において、学識経験者から専門的見地による意見を聴取した。委員名簿は別添2のとおりである。</p>	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
<p>本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果及び参考資料である。 地区別評価結果は、農林水産本省のホームページにおいて公表する（ホームページアドレス及び問合せ先は別添3のとおり）。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法令等に基づく手続を経て確定される。</p>	
7 政策評価の結果	
<p>本評価の対象とした事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている着工要求の必須条件を満たしている。</p>	